

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第1区分
 【発行日】平成30年11月1日(2018.11.1)

【公開番号】特開2018-54560(P2018-54560A)
 【公開日】平成30年4月5日(2018.4.5)
 【年通号数】公開・登録公報2018-013
 【出願番号】特願2016-193973(P2016-193973)
 【国際特許分類】

G 0 1 N 21/892 (2006.01)

B 4 1 J 2/01 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 21/892 A

B 4 1 J 2/01 2 0 7

B 4 1 J 2/01 2 0 9

【手続補正書】

【提出日】平成30年9月19日(2018.9.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0060

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0060】

不吐出化とは、ノズルを強制的に使用禁止状態にする処理をいう。不吐出化されたノズルは液滴を吐出することができない状態となり、不吐出ノズルとなる。不吐出化は、吐出不能化、或いは、不使用化と言い換えることができる。不吐出化されたノズルについて不吐出補正が適用される。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0070

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0070】

一方で、不良ノズル補償位置では絶対にスジが発生しないと言い切ることが多くの場合できない。例えば、不良ノズル補償機能における近傍の補償ノズルの補正パラメータが適切でない場合、スジは視認されないレベルまで補正できず、結果スジが視認され得る。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0071

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0071】

また、例えば、近傍の補償ノズル自身に突発的なノズル不良が発生するとやはりスジは視認される。よって、通常は不良ノズル補償位置に関してもスジ欠陥検査処理は実施されることが望ましい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0088

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0088】

ラインヘッド相対走査方向をY方向、ラインヘッド相対走査方向と直交する走査直交方向をX方向とした場合、スジはX方向にピーク状のプロファイルを有する信号になっている。また、スジはY方向にある程度の長さを有するため、X方向のピーク位置におけるY方向のプロファイルを観察するとピーク信号がスジの長さだけ続いていることになる。なお、厳密にはスジ位置は孤立点が離散的にY方向に連なっている場合もあり得る。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0102

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0102】

また、欠陥有無判定工程（ステップS24）にて、複数の位置で判定された欠陥及び非欠陥の判定データ群を基に、最終的な欠陥有無を統計的に判定する構成を採用した上で、更に、補償位置周辺では、統計判定処理に用いるデータ群を、より多く取得してロバスト性を向上させる方法もある。スジ欠陥の例では、例えば、補償位置周辺以外では、Y方向に5ミリメートルごとに欠陥有無の判定を行った後に、連続する15ミリメートル（つまり5ミリメートルごとに3つの判定結果が存在）の判定データの多数決を取って最終的な欠陥有無の判定を行う。一方、補償位置周辺では、Y方向に5ミリメートルごとに欠陥有無の判定を行った後に、連続する25ミリメートル（つまり5ミリメートルごとに5つの判定結果が存在）の判定データの多数決を取って最終的な欠陥有無の判定を行う、という方法がある。他にも、補償位置周辺では、Y方向に10ミリメートルごとに欠陥有無の判定を行った後に、連続する30ミリメートル（つまり10ミリメートルごとに3つの判定結果が存在）の判定データの多数決を取って最終的な欠陥有無の判定を行う、というように様々なバリエーションが可能である。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0116

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0116】

図7における第2の信号強度決定工程（ステップS50）は、図6のステップS22として説明した信号強度決定工程の処理ステップの一態様であり、補償位置周辺以外の処理対象位置に対して適用する信号強度決定処理を行うステップである。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0117

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0117】

図7に示した第2の欠陥有無判定工程（ステップS52）は、図6のステップS24として説明した欠陥有無判定工程の処理ステップの一態様であり、補償位置周辺以外の処理対象位置に対して適用する欠陥有無判定処理を行うステップである。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0232

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0232】

《記録媒体について》

「記録媒体」は、画像の記録に用いられる媒体である。記録媒体或いは媒体という用語は、用紙、記録用紙、印刷用紙、印刷媒体、印字媒体、被印刷媒体、画像形成媒体、被画像形成媒体、受像媒体、被吐出媒体など様々な用語で呼ばれるものの総称である。記録媒体の材質や形状等は、特に限定されず、シール用紙、樹脂シート、フィルム、布、不織布、その他材質や形状を問わず、様々なシート体を用いることができる。記録媒体は枚葉の媒体に限らず、連続紙などの連続媒体であってもよい。また、枚葉の記録媒体は、予め規定のサイズに整えられたカット紙に限らず、連続媒体から随時、規定のサイズに裁断して得られるものであってもよい。